

古賀市子ども・子育て支援条例（案）パブリック・コメント実施結果

古賀市子ども・子育て支援条例（案）に対してパブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 政策等の題名	古賀市子ども・子育て支援条例（案）
(2) 政策等の案の公表日	平成30年2月15日（木）
(3) パブリック・コメント手続の実施期間	平成30年2月15日（木）から平成30年3月16日（金）（30日間）
(4) 意見等提出者数	4名
(5) 提出意見等件数	20件
(6) 提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

番号	該当条文	パブリック・コメント（ご意見の内容）	条例への反映	ご意見への回答
1	前文 2行目	「私たち大人にとって「未来への希望」です」、とした方が子どもが未来への希望が持てるようにするという大人の思いが伝わると思います。	原案のとおり	ご意見のとおり、子どもたちが将来に希望を持てることは大切ですが、本条例前文では、子どもたちの存在が古賀市にとって未来への希望であることを述べています。
2	前文 16行目	「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」、というのはとても良いと思います。この子ども・子育て支援条例に終わらず、古賀市でも子どもに関する条例の大本として「子どもの権利条例」が制定されれば、尚一層この条例も活かされると思います。	ご意見として承ります	ご意見として承り、「児童の権利に関する条約」の啓発に努めます。

3	前文 17行目	「子どもの生きる力、子どもが自ら育とうとする力を引き出し育み」とした方が子どもの主体性を支援する姿勢が感じられると思います。	原案のとおり	「子どもの生きる力」には、子どもの主体性を尊重する考え方が含まれることから、「生きる力」の逐条解説での用語解説について、その旨が記載された内容に修正します。
4	前文 16行目	「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」に「憲法19条・13条」を追加する。	原案のとおり	日本国憲法も、基本的人権を尊重しており、児童の権利に関する条約と同様の考えであることは、逐条解説に記載しています。

5	第1条	<p>子どもが自由に伸びのび生きいき賢く心豊かに育つために、今、最も緊急を要することは、学校教育への様々な条件整備の拡充だと思う。忙し過ぎる教師の問題、親達・子ども達に広がる経済格差、いじめ、児童虐待、どの問題もまずは条件整備が重要。その土台の上に立って市民全体の連携協力は成り立つ。国の施策との関係もあるが、日本一住みやすい町づくりを目指す古賀市として頑張ってもらいたい。</p>	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の教育・福祉行政の参考にさせていただきます。
6	第1条	<p>市の責務について、国の方針が地域の状況に合わないなどの状況がある場合、古賀市独自の方針を貫く事ができるか。例えば日の丸・君が代の強制や全国統一学力テストの問題など十分な討議が望まれる。</p>	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の教育行政の参考にさせていただきます。
7	第2条	<p>7項目の定義があるが、8項目に増やし、「市」の定義を行っていただきたい。市長部局（市長とその執行機関）に限定されるのか、それとも教育委員会等の独立した行政機関も対象となっているものかを確認したい。具体的には、次のような表現が考えられます。</p> <p>(1)市 本条例においては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長並びに当該機関の職員をいう。</p> <p>【理由】①子どもたちへの食や水の安全性の担保などから、農業委員会や公営企業管理者なども、子どもたちのために本条例を尊重していただけることを確認したい。また、子どもたちへの施策が適切に行われているかの確認を、監査委員にお願いしたい。18才選挙権など、選挙のしくみを通じた社会のなりたちを選挙管理委員会を通じて子どもたちに伝えてほしい。そうした願いが生きる条例になっていただきたい。</p> <p>②子育て支援行政のみが遵守する条例ではなく、古賀の地域全体がそれぞれの立場でこの条例を遵守していくような、各分野において生きる条例になっていただきたい。そのためにまず行政の方々が部や課を越えて子どものために寄り添う姿を条文を通して明らかにしてほしい。</p>	ご意見として承ります	ご意見を踏まえ、市の責務等を規定する第4条から第10条の逐条解説に、「市とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長並びに当該機関の職員をいう。」という解説を加えます。

8	第2条 (3)	<p>①第7条での記載内容と整合性を取るべく、「学校等」ではなく、「子どもが利用する施設」としていただきたい。</p> <p>②その上で、この「子どもが利用する施設」の概念には、社会教育法に基づく公民館・体育館・児童館・図書館・歴史資料館等が含まれるように、条文及び逐条解説を修正していただきたい。</p> <p>③これに応じ、第1条ほか各条文において、「学校等」を「子どもが利用する施設」としていただきたい。</p> <p>具体的な表現としては、条文においては、次のものが考えられます。</p> <p>(3) 子どもが利用する施設 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、学童保育所、障害者支援施設、公民館、体育館、図書館その他これらに類する機関をいう。</p> <p>逐条解説においても、⑤のその他の中にも含むものではなく、①～④と同等に社会教育法を根拠とした表現と本市における具体例の記載をお願いしたい。</p> <p>【理由】本市においては、読書会やブックスタート、地域文庫の活動、コンサート・絵画展など、市立の中央公民館や図書館で子どもたちとその保護者のために多数の取り組みが行われている。また、市内各所での地域公民館・地域文庫ほか多様な場所での活動に繋がるよう、人材育成や情報発信にも力が入れている。交流館には学習室の無料開放もある。アートバスのような豊かな感受性を育てる取り組み、元気アップチャレンジのような体力向上にむけた取り組みもある。こうした取組に視点や光をあてていただきたい。近年、生涯学習センター交流館1階のキッズスペース縮小や、青少年総合センターの廃止・機能移転など、社会教育領域において子どもとその保護者が市の施策から見捨てられているかのように誤解しかねない事象が続いており、不安が漂っている。条例に社会教育法とその考えに基づく施設の充実をうたうことで、不安と誤解を払拭し、児童館での居場所づくりや、地域でのアンビシャス活動、通学合宿など、行政の方や地域の方が支えてきた社会教育領域の取り組みが、21世紀なりに意味ある形で継続できるものになるための根拠としてこの条例が位置づくことを願います。逆に、社会教育法による施設の記載がない条文がうまれることで、地域を支える基盤が消滅する恐れも感じます。今後の本条例下の古賀市においても、社会教育領域からの子育て支援活動の発展につながるものであることも願います。</p>	原案のとおり	ご意見として承り、今後の教育・生涯学習行政の参考にさせていただきます。
---	------------	---	--------	-------------------------------------

9	第2条 (4)	<p>地域団体の定義を、「自治会、校区コミュニティ、市民活動団体その他地域で活動する団体をいう」という表現に変更してほしい。</p> <p>【理由】①逐条解説をみると、自治会、校区コミュニティ、事業者は「古賀市まちづくり基本条例」におけるそれらの定義に準拠している。志をもとにしたボランティアベースの団体の存在についても、「古賀市まちづくり基本条例」における定義に準拠してよいのではないかと。</p> <p>②子ども会育成会は、地域に立脚した、公益性の高い共益団体の一つですが、同様の団体としてPTAが存在するなかで、子ども会育成会は掲載してPTAは掲載しないということのバランスの取り方について強い疑問があります。もちろん、貴重な、そして意義ある子ども会育成会を大切にしたいという市の強い意向は推察されるのですが、条文に定義することによる新たな制約が生まれることのほうが大きいのではないかと不安を持ちます。したがって、子ども会育成会は「その他地域で活動する団体」の概念の中に入れて、条文上は明記しないほうがよいのではないのでしょうか。</p> <p>③特定非営利活動法人というのは法人格の種類の一つにすぎず、法人格のあるなしにとらわれない概念をもって条文を構成してほしい。また、「古賀市市民活動団体の登録に関する要綱」との連動性が高まることを期待されることから、「市民活動団体」という言葉での記載をお願いしたい。</p>	修正します	<p>ご意見を踏まえ、第2条(4)を「地域団体 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体その他地域で活動する団体をいう。」と修正します。</p> <p>また、逐条解説についても、同様の趣旨に修正します。</p>
10	第3条 (1)	<p>基本理念の1に、児童の権利に関する条約の前に「憲法と」を追加する。</p>	原案のとおり	<p>日本国憲法も、基本的人権を尊重しており、児童の権利に関する条約と同様の考えであることは、逐条解説に記載しています。</p>

11	第9条	基本的には当然のことと思うが、押しつけや管理的な指導、啓発にならないよう望まれる。	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の啓発活動の参考にさせていただきます。
12	第16条	大人の理想の子どもの姿を押し付けているような感じがします。ここに掲げられているような素晴らしい育ちを子どもができるように大人がその豊かな育ちの環境を整え、子どもの持つ力を信じ子どもの権利を尊重し一人一人に寄り添い個性を輝かせるようにすれば、わざわざ大切にしなさいと言わずともここに掲げられているように子どもたちは育つと思います。子どもに負わせるものではないと思いますので、この16条(1)(2)(3)(4)この項目は必要ないと思います。この16条に書いてあることは、このように子どもが育つことができるよう大人が努力することだと思います。	原案のとおり	条例案前文で、「児童の権利に関する条約の理念にのっ とって、あらゆる可能性を秘 めた子どもが健やかに成長す るための環境をつくり、子ど もの生きる力を育むための子 育て支援に古賀市全体で取り 組み」と規定し、子どもが権 利の主体であり、市全体で子 どもの成長の環境づくりや子 育て支援を行うことを確認し ていますが、一方で、いじめ や非行等で子ども自身が加害 者になってしまう事象もある ことから、自分の大切さや他 人を思いやる気持ち、社会的 規範を守ることに規定してい ます。
13	第16条	子どもは権利の主体であると同時に、周りから支えられながら育っていく存在なので、この条文は不要だと思う		

14	第17条	人権教育といえば、同和教育という現状に違和感がある。主権者教育があつての人権教育ではないか。18歳成人となれば、それ以前の主権者教育が十分でなければ、子ども達は丸裸で社会の荒波に呑み込まれてしまうのではないかと案じられる。	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の人権教育行政の参考にさせていただきます。
15	第17条	子どもたちが憲法でどのように守られているか、守られるべきなのか、ほとんど学ばされないまま大人になってしまうことは大人として人生の先輩として申し訳ないことではないか。	ご意見として承ります	ご意見として承り、今後の人権教育行政の参考にさせていただきます。
16	第17条	なくてよいと思う。条例の前文や基本理念の中にも「児童の権利に関する条約の理念にのっとり」とあり、基本理念の解説でも、「児童の権利に関する条約」、「日本国憲法に定める基本的人権の尊重」、「児童福祉法の基本事項」を踏まえて子育て支援を推進するとあるので、これらのことをしっかり踏まえて実行していただきたい。	原案のとおり	市では人権教育に積極的に取り組んでおり、市の特性の一つとして重要だと考えます。
17	逐条解説 1ページ	「生きる力」の用語解説は、「児童の権利に関する条約」の「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するとしていることに照らすと間違っていると思う。	ご意見として承ります	「生きる力」を育むことは文部科学省が学習指導要領の理念としているものであり、児童の権利に関する条約で保障される権利保障との不整合はないと考えます。

18	逐条解説 3 ページ	<p>「子どもたちの健やかな成長を目的として、地域で遊びなどの活動を行うおおむね小・中学生を構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団」という団体とは、子ども会育成会ではなく『子ども会』を指すのではないか。</p> <p>対応策①「子ども会育成会とは…」に続く定義を、「地域で遊びなどの活動を行うおおむね小・中学生を構成員とし、地域を基盤とした異年齢の集団である「子ども会」のサポートを通じて、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民、事業者とその従業員などによって構成される団体」というような表現にする。</p> <p>対応策②地域団体の定義群のなかに、「子ども会」と「子ども会育成会」をそれぞれ定義する。</p> <p>対応策③別項目での意見にも記載したが、「子ども会育成会」を条文に具体例として記載しないほうが、「子ども会」と「子ども会育成会」の活動が発展するのではと考えている。そこで、子ども会育成会に関する定義内容を逐条解説から削除する。</p>	修正します	NO.9 でのご意見を踏まえ、第2条(4) 地域団体の定義を修正することから、「子ども会育成会」については、同条同項の「市民活動団体その他地域で活動する団体」の例示として、逐条解説に名称のみ記載します。
19	逐条解説 4 ページ	<p>逐条解説において「特定非営利活動法人その他の地域で活動する団体とは、地域を拠点に任意に子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体、サークル等をいいます。」とあります。「任意で」という意味は、子育て支援と呼ばれる領域の活動を「しない」という場合も含む幅広い任意性を示すものだと理解していますが、先々において『程度は問わず、現に子育て支援活動をしている団体』に限定される可能性(危険性)を感じます。</p> <p>いっぽうで、自治会・地域コミュニティ・事業者は、子育て支援活動をしているどうかにかかわらず、条例上に定義されています。したがって、市民活動団体においても、子育て支援活動をしているかにかかわらず、あらゆる『市民活動団体』が条例上で定義される表現になることを願います。</p> <p>日ごろ子どものための活動をしていない市民活動団体であったとしても、子どもを対象とした事業を行うことがあるかもしれませんし、子育てサークルに講師として招かれるような事態があるかもしれません。また、その市民活動団体の中でも、構成員の家庭に子どもがいたり、構成員として子どもを迎えるような状況があるかもしれません。そうしたときに、普段は子ど</p>	原案のとおり	「特定非営利活動法人その他地域で活動する団体」としては、子育て支援活動を行うNPO法人やボランティア団体、サークルを主に想定していますが、それ以外の団体等についてもその活動上、子どもに係わる場合では対象に含まれると考えます。

		<p>ものためと意識していないが子どものために協力しようという思いを持ってもらうために、この条例があるのではないかと思います。</p> <p>すなわち、今の「任意に子育て支援活動を行う」という言葉があるがゆえに、誤解と無理解を経て、条例制定を契機とした無用な特権意識発生、団体間の分断、市民活動団体と他の主体との協働可能性の消滅などが懸念されます。</p> <p>また、いわゆる燃え尽き症候群までいかずとも、家庭と仕事とのバランスをみずに活動にのめりこむ市民活動団体の活動者の姿も想定されます。持続的な活動ができるようなバランス・ハーモニーがいきるよう、あらゆる市民活動団体が条例の対象となると理解される表現をお願いします。</p>		<p>また、団体等に所属する個人については、「市民」として、また場合によっては「保護者」「事業者」に該当することもあり、それぞれの役割を担います。</p>
20	全体	<p>子ども自体が権利行使の主体であり、子どもの大切な権利をまわりの大人が保障し、子どもに寄り添い必要な支援をしていくという観点からこの条例を作っていたきたい。</p>	<p>ご意見として承ります</p>	<p>子どもの権利に関する条約にのっとり、子どもの権利が尊重されることを、条例の基本理念としています。趣旨が正しく伝わるよう、今後の条例啓発活動において、ご意見を参考にします。</p>